

運営規程

(事業の目的)

第1条 黒埼病院が行う指定通所リハビリテーションの事業及び指定介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）は、介護保険法に基づき、要介護状態又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要なリハビリテーション等を行うことにより、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持や向上等を図ることを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 当事業は、他の事業から独立して位置付け、人事・財務・物品等の管理については、管理者の責任において実施することとする。
- 2 指定通所リハビリテーションは、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他のリハビリテーション等を行うことにより、利用者の「心身機能」、「活動」、「参加」などの生活機能の維持・向上並びに家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。また、リハビリテーション会議の場に参画することなどを通じ、居宅介護支援事業者、各保険医療機関、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス事業者などとの連携を図り、リハビリテーションの観点から利用者主体の日常生活に着目した支援方針や目標、計画を共有できるよう努めるものとする。
 - 3 指定介護予防通所リハビリテーションは、利用者が可能な限り居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって生活機能の維持又は向上を目指すものとする。また、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の介護予防サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めるものとする。
 - 4 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を実施する事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 事業所の名称 黒埼病院
 - (2) 事業所の所在地 新潟県新潟市西区黒鳥2339番地 1
- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - 3 介護医療院は、介護保険法の規定により市町村等から文書の提出等を求められた場合は、速やかに協力をし、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
 - 4 介護医療院は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 当事業に従事する者の資格は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
当事業所の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行い、従業員に本規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
 - (2) 看護職員 1人以上
利用者が安全にサービスを利用できるよう、病気や障害の状態等を踏まえた看護業務を行うものとする。
 - (3) 介護職員 4人以上
通所リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者に対して生活上の介助及び介護全般を行うものとする。
 - (4) 理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士 1人以上
利用者に対し、機能面での評価を行い適切なアプローチを行う。看護、介護職員に対し、利用者への機能的なアプローチの方法を指導する。利用者家族に対し在宅での介助方法などの適切な指導を行う。
- 2 前項に定める者のほか、事業の運営上必要な従業者を置くものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間を次のとおりとする。

- (1) 営業日 土曜、日曜を除いた日とする。

- (2) 営業時間 午前10時から午後4時までとする。
- (3) 上記による営業日以外や営業時間外においても、利用者の状況や希望によりサービス提供を行うこともあるものとする。

(実施単位及び利用定員)

第6条 指定通所リハビリテーションの利用定員は次のとおりとする。

利用定員 40名

- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの利用定員は前項によるものとする。

(事業の内容)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その方の心身の状況等を踏まえて、妥当・適切なサービスを提供する。
- (2) 通所リハビリテーション計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 2 指定介護予防通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。
- (1) 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の要支援状態の維持若しくは改善又は要介護状態となることの予防に資するよう、その方の心身の状況等を踏まえて、妥当・適切なサービスを提供する。
- (2) 介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 従業者は懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。なお、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(利用料その他の費用の額)

第8条 利用料は、厚生労働大臣が定めた基準の額とし、法定代理受領サービスであるときは、その1割（一定以上の所得のある方は2割または3割）の額とする。

2 前項のほか、次の表に掲げる費用の支払いを受けることができる。

費目	単価	備考
食費(昼食)	700円/日	朝食 490円/日 夕食700円/日
日用品費	160円/日	石鹸、シャンプー、歯ブラシ、歯磨き粉、ヘアブラシ、ティッシュペーパーなどの費用
教養娯楽費	160円/日	作業レクリエーションや誕生会など、毎月行われる行事の材料費や活動の指導にかかる費用
おむつ使用料 ①紙おむつ型 ②パンツ型 ③吸収パッド型	170円/枚 250円/枚 90円/枚	

3 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は家族に対して事前に文書を用いて説明したうえで、支払いに同意する旨の文書に記名押印を受けることとする。

4 その他、費用の徴収が必要となった場合は、その都度利用者又は家族に説明し同意を得たものに限り徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、新潟市西区とする。

(緊急時の対応方法)

第10条 サービスの利用中、利用者に体調、病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに契約書に添付した診断書を記載した主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。主治医に対する連絡が困難である場合には、協力病院に連絡をとり、緊急搬送などの処置を講ずることとする。

(非常災害対策)

第11条 管理者は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、利用者の安全に対して万全を期さなければならない。

2 前項の実施について、少なくとも年2回以上の避難訓練を実施することとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- (3) 虐待の防止のための従業者に対する研修を定期的に行うものとする。
- (4) 前3項に定める措置を実施適切に定める措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。

2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努める

(衛生管理等)

第13条 事業者は、事業所において利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理等)

第15条 事業者は、提供した指定通所リハビリテーション等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という。）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第16条 サービスの利用にあたり、利用者は次の事項に留意しなければならない。

- (1) 担当職員の指示に従うこと。
- (2) 指定の物品を持参し、持参した物品には記名をすること。
- (3) 危険物を持ち込んで서는ならない。
- (4) サービス利用日に先立って行う健康チェックの結果により、サービスの提供を見合わせる場合があること。
- (5) 利用中は政治活動、宗教活動を行ってはならない。

(その他運営にあたっての重要事項)

第17条 職員の資質向上を図るため、研究・研修の機会を設け、適切なサービスの提供が行えるよう、職員の勤務体制を整える。

- 2 職員はその業務上知り得た秘密を漏洩しない。また、職員との雇用期間が終了した場合においても、管理者の責任において、当該職員の知り得た秘密の保持を行うこととする。
- 3 管理者は、提供した通所サービスについて利用者から苦情があったときは、迅速、適切かつ誠実に対応し、必要な措置を講ずることとする。

この規程は、平成 14年 8月1日から施行する。

平成 14年 12月1日	改定
平成 15年 4月1日	改定
平成 15年 7月1日	改定
平成 16年 4月1日	改定
平成 17年 7月1日	改定
平成 17年 10月1日	改定
平成 18年 4月1日	改定
平成 19年 4月1日	改定
平成 27年 4月1日	改定
平成 27年 8月1日	改定
令和 1年 10月1日	改定
令和 3年 4月1日	改定
令和 4年 7月1日	改定
令和 4年 9月1日	改定
令和 5年 4月1日	改定
令和 6年 4月1日	改定